

平成28年10月分からの標準報酬月額の下限についてのお知らせ

<厚生年金保険>

平成28年10月分から厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88,000円となります。

現在は一般的に週30時間以上働く方が健康保険・厚生年金保険の加入の対象です。
平成28年10月1日からは、パート等の週20時間以上働く方等にも対象が広がります。
被保険者となるかどうかは、就業規則や、雇用契約書等で定められた所定労働時間や所定労働日数に即して判断を行うこととなります。

これに伴い、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が、98,000円から88,000円となります。

給与計算の際には御注意してください。

～参考～

新たに健康保険・厚生年金保険の被保険者となる者

- 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- 月額賃金が88,000円以上であること。
- 常時500人を超える被保険者を使用する企業に勤めていること
- 学生でないこと

※ 社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上記の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することとなります。